

個品割賦購入約款(12分割割賦購入版)

2010年12月22日版



個品割賦購入約款(12分割割賦購入版)

購入者は、株式会社 U-NEXT(以下「当社」といいます。)から対応機器および購入者が希望する場合、当社の定めるオプション品(以下「商品」といいます。)を、以下の条件及び割賦購入契約申込書(以下「申込書」といいます。)記載の各条件にて購入することを申し込み、当社は、これを承諾します。これをもって、個品割賦購入契約(以下「本契約」といいます)を締結します。

第1条(本契約の成立時点)

本契約は、当社が所定の手続きをもって承諾し、購入者に通知後、購入者が商品を受領した時をもって成立するものとします。

第2条(商品の引渡し及び所有権の移転)

商品は、本契約成立後、購入者が受領し、受領時に所有権が移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第3条(賦払金の支払期日・支払方法)

購入者は、表記記載の賦払金を、表記記載の支払期日に、表記記載の支払方法により、当社に支払うものとします。なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者と当社との本契約にかかる債務の完済前にユーネクストサービス利用契約(以下「サービス利用契約」といいます)を解約した場合であっても、本契約は有効に存続し、各回の賦払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のおりとしします。

第4条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、表記記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条(住所の変更)

(1)購入者は、住所を変更した場合は、遅延なく当社所定の方法で通知するものとします。但し、当社とのサービス利用契約の有効期間中は、サービス利用契約に基づく変更の届出をもって代えることができるものとします。

(2)購入者が(1)の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第6条(期限の利益喪失)

(1)購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務全てを履行するものとします。

- ① 支払期日に賦払金の支払いを遅延し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は一般の支払いを停止したとき。
- ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- ⑤ 商品の購入が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、購入者が賦払金の支払いを1回でも遅延したとき。

(2)購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- ② その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条(遅延損害金)

購入者は、賦払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から起算して完済の日まで年最大14.5%の割合で算出した遅延損害金を、当社に対し支払うものとします。

第8条(契約の解除または撤回)

(1)購入者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。

(2)購入者は購入者が商品を受領した日から8日以内に当社所定の方法で商品の返却手続きを完了させることにより、本契約を撤回することができます。

第9条(費用等の負担)

(1)購入者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用(送金手数料)を当社が請求する場合には、負担するものとします。

(2)購入者は、当社が請求する場合には、支払いを遅延したことにより振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。

(3)購入者は、賦払金の支払遅延等購入者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、当社が請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。

(4)当社が購入者に対して第6条(1)①に基づく書面による催告をしたときは、当社が請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。

(5)購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は公租公課(消費税等を含

みます。)が増額される場合は、当社が請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第 10 条(条件となる役務の提供に係る事項)

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第 11 条(公正証書)

購入者は、当社が必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第 12 条(住民票取得等の同意)

購入者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、購入者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第 13 条(合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者の住所地、購入地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 14 条(割賦債権の譲渡)

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びに当社がこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 15 条(契約の申し込み)

本契約の申込は、1名の自然人からの申し込みに関し限り受け付けるものとし、法人、その他社団、組合等からの申し込みは受け付けません。